

# 福岡県公報

平成29年7月4日  
第3906号

## 目次

### 告示 (第459号 - 第466号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) …………… 4
○耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定	(農村森林整備課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
<b>公 告</b>	
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) …………… 5
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課) …………… 6
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村森林整備課) …………… 6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 7
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第49条第1項の規定による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任について	(情報政策課) …………… 7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁体育スポーツ健康課) …………… 7
○多々良川水系に係る河川整備基本方針	(河川課) …………… 7

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8

### 選挙管理委員会

○政治団体の平成27年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課) …………… 9
---------------------------	------------------

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(県警本部生活保安課) …………… 9
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(県警本部生活保安課) …………… 10
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (県警本部生活保安課)	…………… 10

### 海区漁業調整委員会

○福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止	(漁業管理課) …………… 11
---------------------------	------------------

### 雑 報

○平成29年度行政書士試験の実施	(市町村支援課) …………… 11
------------------	-------------------

## 告 示

### 福岡県告示第459号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成29年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官及び自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 募集種目
  - (1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官
    - ア 海上・航空自衛隊航空学生
    - イ 一般曹候補生
  - (2) 自衛官候補生
- 2 募集期間

平成30年3・4月入隊（男子・女子）	平成29年7月1日（土）から 平成29年9月8日（金）まで
--------------------	----------------------------------

3 受験資格

- (1) 海上自衛隊航空学生
  - 18歳以上23歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者
    - ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）
    - イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）
    - ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）
- (2) 航空自衛隊航空学生
  - 18歳以上21歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者
    - ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）
    - イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）
    - ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）
- (3) 一般曹候補生及び自衛官候補生
  - 18歳以上27歳未満の者
- (4) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

- (1) 海上・航空自衛隊航空学生
  - 平成29年9月18日（月）
- (2) 一般曹候補生
  - ア 第1次試験
    - 平成29年9月16日（土）又は17日（日）のうち指定する1日
  - イ 第2次試験
    - 平成29年10月5日（木）～10日（火）の間のうち指定する1日
- (3) 自衛官候補生
  - ア 筆記試験
    - 平成29年9月16日（土）又は17日（日）のうち指定する1日

イ 口述・身体検査

- (ア) 男子
  - 平成29年9月20日（水）、21日（木）及び24日（日）～28日（木）の間のうち指定する1日
- (イ) 女子
  - 平成29年9月22日（金）又は23日（土）のうち指定する1日

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所

小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161)交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

## 6 試験場の位置及び名称(予定)

## (1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

## (2) 一般曹候補生

## ア 第1次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
飯塚	飯塚市川津680-41	飯塚研究開発センター
福岡	福岡市東区和白東3-30-1	福岡工業大学
	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## イ 第2次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市大字津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

## (3) 自衛官候補生

## ア 筆記試験

一般曹候補生第1次試験と同じ

## イ 口述・身体検査

## (ア) 男子

試験場	位置	名称
北九州	築上郡築上町大字西八田番地不詳	航空自衛隊築城基地
	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市大字津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地
	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

## (イ) 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## 福岡県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------------	-----------	-----	-----------	--------	--------------	--------------

朝倉	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	朝倉市日向石799番1先 から 朝倉市日向石1175番1先 まで	13.0 ～ 43.0	230.0
			後	朝倉市日向石799番1先 から 朝倉市日向石1175番1先 まで	9.5 ～ 11.0	

**福岡県告示第461号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉線 小石原	前	朝倉市佐田4207番先から 朝倉市佐田4674番1先まで	12.3 ～ 20.8	140.0
			後	朝倉市佐田4207番先から 朝倉市佐田4674番1先まで	12.3 ～ 20.8	

**福岡県告示第462号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田4207番先から 朝倉市佐田4674番1先まで

**福岡県告示第463号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	173	福岡市東区箱崎七丁目8番 2号 東警察署内 東福岡交通安全協会 会長 安川昌彦	福岡市東区箱崎七丁目8番2 号 東警察署内	平成29年 6月8日
旧		福岡市東区箱崎七丁目8番 2号 東警察署内 東福岡交通安全協会 会長 手嶋豊春		

**福岡県告示第464号**

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、粕屋郡古賀町（席内村）鹿部耕地整理組合の組合長臨時代理者を指定したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
吉田 純二	福岡市中央区大名一丁目8番12号第2西部ビル4階 福岡城南法律事務所

**福岡県告示第465号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県道	平等寺 那珂川 線		前	筑紫野市大字平等寺576番先から 筑紫野市大字平等寺590番先まで	4.1 ～ 5.2	69.8
			後	筑紫野市大字平等寺576番先から 筑紫野市大字平等寺590番先まで	4.1 ～ 10.4	69.8
			後	筑紫野市大字平等寺576番先から 筑紫野市大字平等寺590番先まで	4.7 ～ 9.3	71.8

**福岡県告示第466号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築	一般 国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 168.0	6,904.5
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	6,930.2

**公 告**

**公告**

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 研修の開催期日及び会場

開 催 期 日	会 場	会 場 所 在 地
平成29年10月1日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

平成29年10月8日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成29年10月29日（日）	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41
平成29年11月19日（日）	久留米リサーチ・パーク	久留米市百年公園1番1号

4 研修の科目及び時間数

- 衛生法規及び公衆衛生 1時間（1時間）
- 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）
- 洗濯物の処理 1時間（1時間）
- 繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成29年10月22日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成29年11月12日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

4 講習の科目及び時間数

- 衛生法規及び公衆衛生 1時間（1時間）
- 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）
- 洗濯物の処理 1時間（1時間）
- 繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 講習終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成29年6月21日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島市前原土地改良区	土地改良（維持管理）事業変更計画書及び定款の写し	平成29年7月4日から平成29年8月2日まで	糸島市役所

**公告**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営下古賀地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成29年7月4日から 平成29年8月2日まで	朝倉市役所

**公告**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定に基づき、平成29年6月20日から特定個人情報情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本県に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則（昭和49年福岡県規則第22号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に備え置きます。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

**1 意見を募集しなかった理由**

今回の改正は、福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第24号）が平成29年6月30日に公布されたことに伴い、福岡県立久留米スポーツセンターにおける附属設備等の利用料金を改正するほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

**2 規則の公布日**

平成29年6月30日

**公告**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「多々良川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に据え置く。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小川 洋

**1 届出年月日**

平成29年6月20日

**2 大規模小売店舗の名称及び所在地**

(1) 名称 (仮称) ゆめマート福津

(2) 所在地 福津市中央六丁目17

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年2月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,950平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
第1駐車場 敷地西側	37
第2駐車場 敷地東側	34
第3駐車場 店舗建物屋上	55
合計	126

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
A駐輪場 店舗建物西側	50
B駐輪場 店舗建物東側	14
合計	64

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗建物北西角	175
合計	175

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物外北西側	6.40
店舗建物内北西側	19.12
合計	25.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前8時00分	午後11時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時30分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3箇所	北側西寄り、東側、南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時00分～午後7時00分

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市若葉台東二丁目83番1から83番25まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名



福岡市博多区吉塚本町13番109号

JR九州住宅株式会社

代表取締役社長 松尾 純一

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、井上貴博後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成27年分政治団体の収支報告書の要旨（平成28年11月福岡県選挙管理委員会告示第141号）の一部を、次のとおり改める。

平成29年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

平成27年分収支報告書の要旨中、井上貴博後援会の項を次のとおり改める。

3 井上貴博後援会		
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号	
公職の候補者の氏名	井上 貴博	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
資金管理団体の届出をした者の氏名	井上 貴博	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院1区	
報告年月日	28.05.31	
1 収入総額	23,397,228	
前年繰越額	3,246,478	
本年收入額	20,150,750	
2 支出総額	20,997,318	
3 本年收入の内訳		
寄附	6,500,000	
政治団体分	6,500,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	13,370,676	
どすこい会平成27年6月9日	5,241,000	
井上貴博政経文化セミナー平成27年12月6日	8,129,676	
その他の収入	280,074	
一件十万円未満のもの	280,074	
4 支出の内訳		
経常経費	6,775,698	
人件費	1,304,903	
光熱水費	79,335	
備品・消耗品費	1,395,468	
事務所費	3,995,992	
政治活動費	14,221,620	
組織活動費	10,074,991	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,270,629	
政治資金パーティー開催事業費	2,270,629	
調査研究費	25,000	
寄附・交付金	1,740,000	
その他の経費	111,000	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
自由民主党福岡県第一選挙区支部	6,500,000	福岡市博多区
6 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		
井上貴博政経文化セミナー平成27年12月6日		
〔団体からの対価の支払〕		
中洲町連合会	250,000	福岡市博多区
(株)麻生	500,000	飯塚市

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第191号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年7月4日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成29年8月22日（火） 午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地为管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第192号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年8月4日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成29年8月16日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署
平成29年8月21日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地为管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第193号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年7月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年9月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成29年9月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年9月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地为管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第180号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

平成29年7月4日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

#### 1 指示の適用海域

##### (1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線（福岡市早良区百道浜四丁目地先及び福岡市西区豊浜四丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線）及びウ点からエ点を見通した線（室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線）並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分（世界測地系）

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分（世界測地系）

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分（世界測地系）

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分（世界測地系）

##### (2) シーサイドももち海浜公園（百道浜地先）

- 次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域
- オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分（世界測地系）
- カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分（世界測地系）
- キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分（世界測地系）
- ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分（世界測地系）
- ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分（世界測地系）
- (3) シーサイドももち海浜公園（地行浜地先）

- 次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域
- コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分（世界測地系）
- サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分（世界測地系）
- シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分（世界測地系）
- ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分（世界測地系）

#### 2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

#### 3 指示の期間

平成29年8月1日から平成30年7月31日まで

## 雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成29年度行政書士試験を次のように実施する。

平成29年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯部 力

#### 1 試験期日

平成29年11月12日（日） 午後1時00分から午後4時00分まで

#### 2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

## ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

## イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

## 4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

## (1) 窓口配布

## ア 配布期間

平成29年8月7日（月）から9月8日（金）まで

## イ 配布場所

	配布時間	休館日
県民情報センター （福岡市博多区東公園7-7） 企画・地域振興部市町村支援課 （同上） 北九州県民情報コーナー （北九州市小倉北区内7-8） 筑豊県民情報コーナー （飯塚市新立岩8-1） 京築県民情報コーナー （行橋市中央1-2-1） 筑後県民情報コーナー （久留米市合川町1642-1）	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
福岡県行政書士会 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時00分から午後5時00分まで	土曜日、日曜日及び祝日並びに8月14日（月）及び8月15日（火）

## (2) 郵送配布

## ア 配布期間

平成29年8月7日（月）から9月1日（金）まで

なお、配布の請求は、平成29年7月3日（月）から9月1日（金）まで受け付ける。

## イ 配布方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角型2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 受付期間

平成29年8月7日（月）から9月8日（金）まで

## イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）試験課  
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。9月8日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

※ 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等（対象者のみ）

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受付期間

① 平成29年8月7日（月）午前9時から9月5日（火）午後5時00分まで

② インターネットによる受験申込みは、9月5日（火）午後5時00分で終了する。午後5時00分までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申

込みができなくなるので注意すること。

- ③ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能。  
入力方法等手続の詳細については、センターホームページにアクセスし、確認すること。【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】
- ④ 受付最終日（9月5日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

#### イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。
- ② 利用できるクレジットカード  
VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- ③ 利用できるコンビニエンスストア  
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

#### (3) 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

#### 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込など）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

#### 7 合格発表の日時及び方法

- (1) 合格発表の日時  
平成30年1月31日（水）午前9時00分
- (2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、

受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載（時間は、合格発表日の午前中）する。

#### 8 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと。